What's New

経営サポートナビ

Management
Support
Navigation

今が旬！おすすめの公的制度が早わかり
中小企業経営者のための情報誌

2026.11
VOL.46

TOPICS

融資に強くなる講座
銀行の AI 活用が進む今、
経営者が準備すべき数字と説明

事業承継入門講座
自社株の評価見直しに備え
事業承継税制の活用を考える

税制改正コラム
令和９年度税制改正の主な要望項目をチェック！

助成金・補助金活用ガイド
働き方改革推進支援助成金
（労働時間短縮・年休促進支援コース）



Management Innovation Consultation
経営革新等支援機関推進協議会

What's New 経営サポートナビ
2026.11
VOL.46

CONTENTS

02 注目の中小企業支援制度
中小企業向けの公的制度をご紹介

03 経営情報ブログ
【2026 年版】企業版ふるさと納税とは？
最大 9 割控除のメリットと活用に向いている企業

05 融資に強くなる講座
銀行の AI 活用が進む今、
経営者が準備すべき数字と説明

07 事業承継入門講座
自社株の評価見直しに備え
事業承継税制の活用を考える

09 税制改正コラム
令和９年度税制改正の主な要望項目をチェック！

11 助成金・補助金活用ガイド
働き方改革推進支援助成金
（労働時間短縮・年休促進支援コース）

［編集・発行］ 株式会社エフアンドエム
〒564-0063 大阪府吹田市江坂町1-23-38 F&Mビル
mail：info@ninteishienkikan.jp
［発 行 人］ 森中 一郎
［編 集 長］ 荒井 伸介 ［編集担当］ 辻田 薫

©2026 by F&M CO.,LTD

知っている経営者だけ得をする！？

中小企業向けの支援制度をわかりやすくご紹介！！

第6回の採択率は63.9%！
省力化投資補助金で人手不足を機械とITで解決！

人手不足が続くなか、機械や IT で業務を省力化する取組が注目されています。中小企業省力化投資補助金は、設備導入やシステム構築を支援する制度です。一般型の第 6 回公募では 1,841 者中 1,176 者が採択され、採択率は 63.9%でした。

省力化投資補助金とは

※詳細は公募要領をご確認ください

中小企業省力化投資補助金(一般型)は、人手不足に悩む中小企業等に対して、個別の現場や事業内容に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を支援する補助金です。※補助上限額・補助率は、従業員数や特例の適用有無などにより異なります。

対象事業者

生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化を行う中小企業等

補助上限額

従業員数により750万円～8,000万円
※特例適用時は最大1億円

補助率

- 中小企業は1/2 (2/3※)
- 小規模企業者・小規模事業者等は2/3

※特例適用時の補助率

対象経費

機械装置・システム構築費、運搬費、外注費、クラウドサービス利用費 など

＜一般型＞第6回公募の採択結果

申請者数	採択者数	採択率
1,841 者	1,176 者	63.9%



製造業以外にも幅広く採択

主たる業種別では製造業が51.4%で最多ですが、**建設業、小売業、卸売業、医療・福祉、飲食サービス業など、非製造業でも採択**されています。「製造業向けだけの制度」と考えず、自社の現場で省力化できる業務がないか確認してみましょう。

従業員10人以下でも3割超

従業員数別では、6～10人が17.7%で最多、5人以下も12.8%となっています。**従業員10人以下の事業者で3割を超えて**おり、大きな会社だけの制度ではないことが分かります。

大型投資だけが対象ではない

採択者の補助金申請額は1,500万円以上～1,750万円未満が17.8%で最多ですが、**1,000万円未満の申請も全体の3割弱(28.5%)**を占めています。大規模投資に限らず、現場の課題に合った省力化投資であれば、申請を検討できる可能性があります。

活用事例｜省力化機器で作業時間を大幅短縮 ※第3回公募採択

鮮魚卸業 省力化投資は、単に作業時間を短縮するだけではありません。生み出された時間を、技術向上や品質管理、受注拡大への対応に活用できる点も大きなメリットです。

課題

- 手作業中心の加工体制により、対応できる量に限界があった
- 従業員の長時間にわたる作業で身体への負担が大きい



導入機器

- 立体型水圧式ウロコ取り機
- タイ3枚おろし自動加工機
- スキンナー魚皮除去機



効果

- タイ200枚のウロコ取り時間が、計300分から12分へ短縮。
- 受注増にも対応可に
- 従業員の身体的負担軽減

第8回公募スケジュール

第8回公募は、以下のスケジュールで予定されています。

- 公募開始：2026年8月18日(火)
- 申請受付：2026年9月18日(金)
- 公募締切：2026年10月16日(金)
- 採択発表：2027年2月上旬(予定)

※本事業の申請には、GビズIDプライムアカウントが必要です。取得には一定期間を要するため早めに準備しておきましょう。

省力化投資補助金は、設備やシステム導入で人手不足の解消と生産性向上を目指せる制度です。
第8回公募の締切は2026年10月16日です。早めに活用可能性を確認しましょう。

ー 経営情報ブログ ー

【2026 年版】企業版ふるさと納税とは？最大 9 割控除のメリットと活用に向いている企業



作成者：株式会社エフアンドエム
(https://www.fmltd.co.jp)
記事参照：F&M CLUB 公式ホームページ「経営情報ブログ」より

決算が近づくと、「税負担を抑えられて、会社としての姿勢も示せる方法はないか」と考える経営者が多いです。その選択肢のひとつが、企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)です。企業が自治体の地方創生プロジェクトに寄附することで、寄附額の最大9割を法人関係税から控除できます。

税額控除の特例措置は令和9年度末(2028年3月末)まで延長され、令和6年度(2024年度)の寄附額は約631.4億円、件数は18,457件と、いずれも前年度比で約1.3倍に拡大しました。活用する企業は着実に増えています。

一方で、個人のふるさと納税とは異なり返礼品を受け取ることはできず、本社が所在する自治体への寄附は控除の対象外になるなど、押さえておくべき条件があります。本記事では、制度の仕組みからメリット・デメリット、手続きの流れ、そして活用に向いている企業の条件までを、中小企業の経営者に向けて整理します。

■企業版ふるさと納税とは｜個人版との違い

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)とは、企業が地方公共団体の地方創生プロジェクトに寄附した場合に、法人関係税から税額控除を受けられる制度です。平成28年度に創設されました。

個人のふるさと納税との違いは、次の3点です。

	企業版ふるさと納税	個人のふるさと納税
控除される税	法人住民税・法人事業税・法人税	所得税・住民税
返礼品	受け取れない	受け取れる
寄附先の制限	本社が所在する自治体は対象外	制限なし

返礼品や経済的な利益を受け取れないのは、地方創生への貢献という趣旨を明確にし、公平性と透明性を確保するためです。寄附の見返りとして補助金を受け取る、入札参加の要件として寄附を求めるといった行為は禁止されています。

税額控除の特例措置は令和9年度末まで延長

企業版ふるさと納税は、令和2年度(2020年度)の税制改正で税額控除の割合が拡充され、当初の適用期限は令和6年度末とされていました。その後の税制改正により、特例措置の適用期限は令和9年度末(2028年3月末)まで延長されています。

適用期限まではおよそ1年半です。寄附先の選定や自治体との調整には一定の時間がかかるため、活用を検討する場合は決算期から逆算して早めに動きましょう。

最大9割が控除される仕組み

企業版ふるさと納税を活用すると、寄附額の最大約9割を軽減できます。内訳は、税額控除が最大6割、損金算入による軽減が約3割です。企業の実質的な負担は、寄附額の約1割となります。

税額控除の内訳は次のとおりです。

税目	控除割合	上限
法人住民税	寄附額の4割	法人住民税法人税割額の20%
法人税	法人住民税で4割に達しない場合の残額(寄附額の1割が限度)	法人税額の5%
法人事業税	寄附額の2割	法人事業税額の20%

たとえば1,000万円を寄附した場合、最大で約900万円が軽減される計算になります。ただし各税目に上限があるため、実際の控除額は自社の納税額によって変わります。試算のうえで判断してください。

実質的な負担が約1割に収まるとはいえ、寄附する金額そのものは一度手元から出ていきます。どの制度をどの順番で使うかは、自社の利益の見通しと資金繰りをあわせて考えることが欠かせません。

■企業版ふるさと納税のメリット

1. 法人関係税の負担を軽減できる

最大のメリットは、税負担の軽減です。税額控除と損金算入を合わせて、実質的な負担を寄附額の約1割に抑えられます。

2. 地域との接点から新しい事業の芽が生まれる

寄附先の自治体や地域住民と協働することで、地域の課題を直接知る機会が得られます。たとえばIT関連の企業が地域のデジタル化を支援するなど、自社の事業と関連づけた取り組みができれば、新しいニーズや市場の発見につながります。

3. 企業イメージの向上につながる

寄附先の自治体は、寄附企業の名称や寄附内容を広報誌やホームページで公表することが一般的です。地方創生に貢献する企業として認知されることで、採用活動や取引先との関係にも良い影響が期待できます。優れた取り組みは「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)に係る大臣表彰」の対象にもなります。

4. 人材派遣型なら社員の育成機会にもなる

企業版ふるさと納税には、寄附とあわせて自社の人材を寄附先の地域へ派遣できる「人材派遣型」があります。地方創生の現場での経験は、社員のスキルアップや視野の拡大につながります。

■企業版ふるさと納税のデメリットと注意点

1. 現金の支出を伴う

税負担は軽減されますが、寄附そのものは現金の支出です。

実質負担が約1割になるとはいえ、寄附額の全額をいったん支払う必要があるため、資金繰りへの影響を確認しておく必要があります。1回あたりの寄附は10万円以上から選べるため、自社の規模に応じた金額から始めるとよいでしょう。

2. 返礼品や経済的な利益は受け取れない

個人のふるさと納税と異なり、返礼品はありません。「何が得られるか」ではなく「自社の理念に合う地域課題に取り組めるか」という観点で寄附先を選ぶことが、制度の趣旨にも合致します。

3. 寄附先に制限がある

税額控除を受けるには、国が認定した地域再生計画に位置づけられたプロジェクトへの寄附である必要があります。とくに注意したいのが、本社が所在する自治体への寄附は対象外という点です。このほか、地方交付税の不交付団体である都道府県なども対象外となります。

■企業版ふるさと納税の活用に向いている企業

ここまでの内容を踏まえると、企業版ふるさと納税は次のような企業と相性のよい制度です。

黒字で法人関係税の負担が大きい企業

控除の上限は法人住民税法人税割額の20%などと定められているため、納税額が大きいほど控除の枠を使い切りやすくなります。

決算期まで期間に余裕がある企業

寄附の実行までには自治体との調整や書類のやり取りがあります。決算期まで数か月の余裕があると、無理のない金額と時期を選べます。

本社以外に縁のある地域がある企業

本社が所在する自治体への寄附は対象外ですが、創業地や工場・支店のある地域、経営者の出身地などであれば寄附先として選べます。

地域への貢献を採用やPRに活かしたい企業

寄附先の自治体は、寄附企業の名称や取り組みを広報誌やホームページで公表することが一般的です。地域への貢献を対外的に示す機会になります。

地方での事業展開や人材育成を考えている企業

寄附とあわせて社員を派遣できる「人材派遣型」を使えば、地方創生の現場が社員の育成の場にもなります。

効果が限られる企業例

赤字などで法人関係税の納税額が少ない企業は、税額控除を使い切れず、損金算入による軽減にとどまります。

また、手元資金に余裕がない企業は、実質負担が約1割であっても、いったんは寄附額の全額を支出する必要があり負担が増えると考えられます。

判断の軸は「税金がいくら減るか」だけではありません。寄附先の取り組みが自社の事業や理念とつながるかどうかまで含めて検討しましょう。

■手続きの流れ｜4つのステップ

ステップ1:寄附先を選ぶ

自社の事業や理念に合う自治体・プロジェクトを探します。国が認定した事業の一覧は、内閣官房・内閣府のポータルサイトで確認できます。

ステップ2:自治体の窓口に問い合わせる

寄附先が決まったら、自治体へ連絡して必要書類を確認します。自治体によっては、事前に寄附申込書や寄附意思確認書の提出を求められる場合があります。支払い方法、期限、領収書の発行方法もあわせて確認しておきましょう。

ステップ3:書類を提出し寄附を行う

自治体の指示に従って書類を提出し、寄附金を支払います。支払い後に発行される受領証(領収書)は、税額控除の申告に必要です。必ず保管してください。

ステップ4:申告時に別表を添付する

法人税および地方税の申告時に、「認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を作成し、申告書とともに提出します。自治体から交付された受領証も添付します。

■まとめ

- 企業版ふるさと納税は、寄附額の最大約9割を軽減できる制度である
- 税額控除の特例措置は令和9年度末まで延長された
- 令和6年度の寄附額は約631.4億円、件数は18,457件と、いずれも前年度比約1.3倍に拡大している
- 返礼品は受け取れず、本社が所在する自治体への寄附は対象外となる
- 1回あたり10万円以上から寄附でき、申告時には受領証と別表の添付が必要になる
- 黒字で納税額が大きく、本社以外に縁のある地域がある企業と相性がよい制度である

適用期限は2028年3月末までです。寄附先の選定や自治体との調整には時間がかかるため、活用を検討する場合は決算期から逆算して早めに動きましょう。

F&M Club は、株式会社エフアンドエムが中堅・中小企業様向けに提供しているバックオフィスコンサルティングサービスです。財務、労務管理、人材採用・育成にいたるまで、経営のお悩みを解決へと導く豊富なコンテンツをご用意しています。

■ その他の「経営情報ブログ」を閲覧する
https://www.fmclub.jp/blog

■ F&M CLUB について知る
https://www.fmclub.jp/



融資に強くなる講座

銀行のAI活用が進む今、経営者が準備すべき数字と説明

融資関連業務への AI 活用が広がっている

銀行の融資関連業務でAIの活用が広がっています。メガバンクでは、顧客データや財務情報をAIで分析して判断を支援したり、稟議書のドラフトを作成したりする取り組みが進んでいます。地銀でも、融資稟議の作成時間を短縮するAIの導入や実証が進み、異常値の検出やヒアリング項目の不足を指摘する機能も活用され始めています。こうした動きは、特定の先進行に限らず、徐々に広がりを見せています。

なお、生成AIによる稟議書作成支援と、機械学習による信用審査は、目的や役割が異なります。一部の住宅ローンなどではAIを活用した審査サービスの導入事例もありますが、事業内容や将来計画の個別検証が必要な企業融資では、AIが最終判断をすべて担うわけではありません。



財務面の評価に実態や見通しを加えて信用力を判断する

銀行は、決算書などの財務データを基に企業の財務面を評価し、その結果を融資判断の材料としています。自己資本の厚み、返済能力、資金繰りの状況などが主な確認項目です。本稿では、こうした財務面の評価を「財務格付」と呼びます。AIは財務データの処理や、異常値・矛盾の発見を支援できます。

さらに重要なのは、現在の事業の状況や将来の計画など、財務データだけでは見えてこない実態の把握です。財務面の評価に、技術力や顧客基盤、経営者の資質などの定性情報や必要な調整を加え、企業の信用力を総合的に判断するのが「信用格付」です。名称や評価方法は銀行によって異なりますが、財務面の評価を基礎として、こうした情報を総合評価に反映させます。

AIによって財務分析の効率化が進んでも、事業の実態や将来の見通しを把握するには、対話や裏付け資料による確認が必要です。受注の確度、技術の強み、顧客との関係、経営者が見込む成長の根拠などは、決算書の数字だけでは判断できません。企業側からこうした情報を伝えることが、銀行の理解を深めるうえで重要になります。



企業が準備すべきは銀行との対話を深める材料

企業が今から準備すべきことは、過去の財務データを正確に整理することに加え、今後の経営方針や課題への具体的な取り組みを明確にすることです。それらを資料にまとめ、銀行に積極的に説明できるようにしましょう。数字の背景や計画の根拠が伝われば、銀行も融資の可否や条件を検討しやすくなります。

第一に、数字の変動理由を整理しておくことです。利益が下がった、在庫が増えた、借入が増えたといった変化について、「なぜそうなったのか」「一時的なものか、構造的なものか」を説明できるようにしましょう。銀行から確認されたときに、背景を具体的に伝えられる状態にしておくことが大切です。

第二に、今後の経営方針や見通しを言葉にすることです。技術やノウハウ、顧客との関係、事業の方向性などを、銀行の担当者にも伝わる形にまとめましょう。過去の数字だけでは伝わらない強みや課題を、対話や資料で補えるようにしておきます。

【図表1】信用力の判断に必要な情報とAI・人の役割

区分	主な情報	AIによる支援	人による確認・判断
財務面の評価（財務格付）	自己資本の厚み、返済能力、資金繰り状況	異常値・矛盾の検出、傾向の分析	数字の背景を確認し、実態に即して解釈
対話・資料で補う情報（定性評価など）	事業の実態、将来の見通し、技術力や顧客基盤	資料やヒアリング内容の整理	計画の根拠や実現可能性を確認し、総合的に判断

第三に、日常的に数字を共有する習慣をつくることです。決算のときだけでなく、月次や四半期の数字を早めに伝えることで、季節変動や一時的な要因を、継続的な情報に基づいて判断してもらいやすくなります。



第四に、説明の裏付けとなる資料を準備することです。受注残の一覧、在庫明細、資金使途の内訳、契約書など、数字の変動や今後の見通しを説明する資料を整理しましょう。特に変動が大きい項目や、返済原資に関わる見通しは、根拠を示せるようにしておくと、銀行とのやり取りが円滑になります。

特に重要なのが、資金繰りの見通しを早めに共有することです。銀行がAIで過去の財務データを分析しても、これから生じる入金の遅れや受注の減少、予定外の支出まで把握できるわけではありません。今後、資金繰りが厳しくなりそうであれば、資金が不足する前に、その理由と資金繰り計画を銀行に伝えることが大切です。実態や将来の見通しを重視する金融機関との対話では、こうした先回りの情報提供が、銀行が対応を検討する重要な材料になります。会計事務所と連携し、いつ、どの程度の資金が必要になるのか、資金繰りをどのように改善するのかを整理しておきましょう。AIが捉えきれない変化を企業側から早く伝えることが、これからの銀行対応では一層重要になります。



ここだけの話

ここだけの話、銀行の分析技術が進んでも、担当者の「聞く力」まで高まるとは限りません。「なぜ利益が減ったのですか」と尋ねはしても、その背景や回復の見通しまで踏み込めず、決算書の数字を確認するだけで面談が終わってしまう。そうした対応では、会社の強みも、本当の資金繰りの不安も見えてきません。経営者が「銀行なら、うまく聞き出してくれるはず」と期待していても、肝心な情報が伝わらないことがあるのです。

だからこそ、会社をよく知る顧問税理士や会計事務所と一緒に、銀行に伝えるべき情報を整理しておくのが得策です。数字の背景、今後の見通し、必要な資金と対応策を資料にまとめ、必要に応じて面談にも同席してもらう。担当者の質問力に左右されず、会社の実態を伝える準備が重要です。AI活用が進む時代ほど、こうした対話を支える会計事務所の役割は大きくなると考えられます。



経営革新等支援機関推進協議会
エグゼクティブプロデューサー小寺弘泰氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現（株）プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。



事業承継入門講座

自社株の評価見直しに備え 事業承継税制の活用を考える

前回の9月号では、会社の株を子どもなどの後継者に引き継ぐ際にかかる相続税や贈与税について、その計算の基になる「自社株の評価額」の見直しの動きをお伝えしました。検討されている方法によっては、会社の規模や業績などに応じて、今より評価額が高くなる可能性があります。そうなれば、後継者が株を引き継ぐ際の相続税や贈与税の負担も大きくなりかねません。そこで今回は、自社への影響を確認し、期限のある現在の事業承継税制の特例を使うべきか、今から具体的に考えておく必要性をお伝えします。

株の評価額が上がると何が困るのか

上場していない会社の株にも、税金を計算するための値段があります。親から子どもへ株を無償で渡すときは贈与税、親が亡くなった後に引き継ぐときは相続税の計算に使います。株の評価額が上がっても、後継者の手元に現金が増えるわけではありません。一方で税金の負担が増えるため、支払いのためのお金を別に用意する必要が出てきます。会社を引き継ぐうえで、この資金負担が大きな課題になることがあります。

そこで検討したい事業承継税制

事業承継税制とは、一定の条件を満たせば、引き継いだ株にかかる相続税や贈与税の支払いを待ってもらえる制度です。現在の「特例」では、対象となる株にかかる税金の全額について、支払いを待ってもらえます。株の評価額が高くなり、後継者の負担が重くなる会社ほど、この制度を使えるかどうかが重要な検討事項になります。ただし、最初から税金がなくなるわけではありません。利用後も条件を守る必要があり、条件から外れると税金や利子に相当する金額の支払いが必要になることがあります。一定の場合には、将来、支払いが免除される仕組みもあります。

現在の特例を検討できる時間には限りがある

現在の特例には、計画を提出する期限と、対象の株を引き継ぐ期限があります。株の引継ぎは2027年末までが対象です。「まだ先の話」と感じるかもしれませんが、後継者の準備、制度を使うための条件確認、必要な手続には時間がかかります。評価方法の見直しが気になる会社は、今の段階で検討を始めておくことが大切です。

計画を提出しただけで、株を引き継ぐ期限が延びるわけではありません。一方、期限内に株を引き継いで制度の適用を受けた場合も、2027年末を過ぎた途端に税金を払わなければならなくなるわけではありません。その後も条件を満たし続けていれば、支払いを待ってもらえます。

【図表 1】現在の特例で押さえたい二つの期限

必要なこと	期限
株を引き継ぐ計画の提出（特例承継計画）	2027年9月30日
特例の対象となる株の引継ぎ（贈与・相続など）	2027年12月31日

新しい制度ができるから待てばよいとは限らない

経済産業省は事業承継税制の見直しを求めていますが、今後の制度の条件や対象はまだ決まっていません。現在の特例がそのまま延長されることを前提にはできません。また、株の評価方法がいつ変わるかも未定で、特例の期限まで今の評価方法が続くとは限りません。二つの見直しの内容と適用時期を、それぞれ確認する必要があります。（図表2）

【図表 2】税理士と整理しておきたい三つのこと

確認すること	税理士への相談内容	判断につながること
自社株への影響	現在の評価額と見直し案による変化	税負担が増える可能性とその程度
制度を使えるか	会社・後継者の条件と必要な手続	期限までに利用の準備ができるか
制度を使うべきか	利用する場合としない場合の比較	当面の支払いと将来の負担・制約



まず自社の株にどのような影響がありそうかを知る

検討されている株の評価方法は、会社の資産や負債に加え、利益を生み出す力も反映するものです。国税庁の試算には、評価額が上がる会社と下がる会社の両方が示されており、すべての会社の負担が増えるわけではありません。会社の規模だけで決めつけず、自社の資産や業績に照らして、どのような影響が考えられるかを確認しましょう。

制度が確定する前でも比較の準備はできる

まずは、今のルールで自社株がいくらと評価されるかを把握します。そのうえで、公表されている見直し案をもとに一定の仮定を置いて試算した場合、評価額や税金がどの程度変わりそうかを、顧問税理士と検討します。まだ決まっていない計算方法による試算は、将来の税額を確約するものではありませんが、影響の大きさを考える材料になります。

自社が評価額上昇の影響を受けそうであれば、現在の特例を使う場合と使わない場合で、後継者が用意するお金を比較します。株の値段の話だけで終わらせず、実際の税負担と制度の利用までつなげて考えることが重要です。

使えるかだけでなく使うべきかまで考える

制度を利用するには、会社と後継者の双方が条件を満たす必要があります。後継者が役員や代表者になる時期、株の持ち方、会社の事業や資産の状況などを税理士と確認しましょう。利用後の届出や条件の管理、将来、株を売る場合などへの影響も含めて、検討する必要があります。

目先の税金の支払いを抑えられても、後継者の準備や今後の経営方針と合わなければ、制度を使うことが最善とは限りません。期限のない一般の制度もありますが、対象となる株の範囲などが異なります。複数の方法を比べ、自社にとって現在の特例を使うべきかを判断することが大切です。



今こそ自社への影響と制度の活用を具体的に相談する

今回お伝えしたいのは、株の評価見直しによる負担増の可能性を、自社の事業承継の問題として捉える必要があるということです。まず顧問税理士に「評価方法が変わると、当社にはどのような影響がありそうか」「現在の特例を使う場合と使わない場合で、負担はどう違うか」と相談してみましょう。限られた時間の中で、自社への影響を把握し、制度を使うべきかを見極めておくことが、後継者の負担を考えた承継準備につながります。

経営革新等支援機関推進協議会
エグゼクティブプロデューサー　小寺　弘泰　氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現（株）プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。





税制改正コラム
令和９年度税制改正の主な要望項目をチェック！



今年も各省庁から「令和9年度税制改正要望」が公表されました。今回は要望項目の中から特に企業経営者に関係のあるものをご紹介します。年末の税制改正大綱の議論でも注目の論点ばかりです。

1.事業承継税制の抜本見直し

事業承継税制について、事業承継をきっかけとして経営改革を実現し、生産性向上等による「稼ぐ力」の強化に取り組む中小企業を後押しする措置へ、抜本的に見直し・強化することが要望されました。

要望では新制度の詳細は不明ですが、中小企業庁の検討会では「成長投資や賃上げ、地域貢献等を実施する中小企業に対して、猶予税額の免除等を検討してはどうか。」という意見も出ています。

また、「非上場株式（取引相場のない株式）の評価方法」も大きな見直しが予定されており、今後の事業承継を考える上で非常に重要な改正が同時に行われそうです。

【図解】現行の事業承継税制

法人版事業承継税制

	一般措置	特例措置 （時限措置）
猶予対象株式数	総株式数の最大2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 （令和9年12月31日まで） 令和9年9月末までの 計画申請が必要
猶予割合	贈与税　100% 相続税　80%	贈与税・相続税ともに 100%
承継方法	複数株主から 1名の後継者に 承継可能	複数株主から 最大3名の後継者に承継可能
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用 維持が必要	未達成の場合でも 猶予継続可能に

個人版事業承継税制

	特例措置（時限措置）
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 ・土地・建物 （土地は400㎡、建物は800㎡まで） ・機械・器具備品 （例：工業機械、パワーショベル、診療機器等） ・車両・運搬具 ・生物（乳牛等、果樹等） ・無形償却資産（特許権等）等
適用期限	10年以内の贈与・相続等 （令和10年12月31日まで） 令和10年9月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに 100%

出典：経済産業省「令和9年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」（以下同じ）

2.中小企業の軽減税率の延長等

中小企業の「年800万円以下の所得」に対する軽減税率（本則19%、特例15%または17%）について、政策効果を高める観点から見直しを行った上で、適用期限の2年間延長が要望されました。

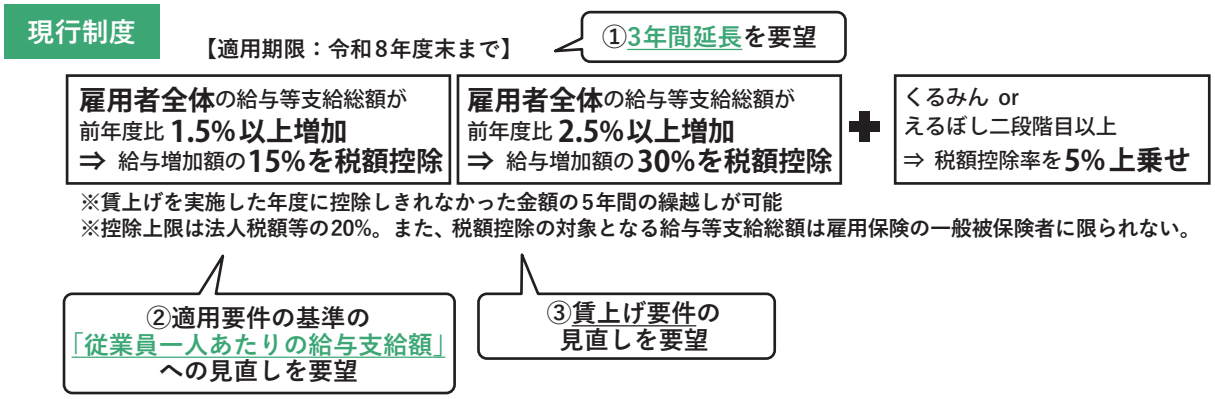


3.中小企業向け賃上げ促進税制の拡充等

積極的に賃上げを行う中小企業を後押しし、「従業員一人あたりの賃金の増加」につながるよう、次の要望が行われました。

① **適用期限の3年間延長**
② **適用基準を「雇用者全体の給与等支給総額」から「従業員一人あたりの給与支給額」に見直し**
③ **賃上げ要件（給与等支給総額1.5%増加など）を見直し、より積極的な賃上げを後押しする要件に**

【図解】現行の中小企業向け賃上げ促進税制と要望事項



4. 生産性向上・賃上げに資する中小企業の設備投資の固定資産税の特例の延長等

賃上げ水準の要件の見直しを行った上で、適用期限の2年間延長が要望されました。また、赤字や利益が少ない企業も含めた中小企業における研究開発投資を一層後押しし、収益力の向上を図る観点から、「中小企業による研究開発に係る設備投資拡大に向けた措置」の拡充も要望されています。

このほか、「中小企業経営強化税制」「中小企業投資促進税制」「中小企業防災・減災投資促進税制」の設備投資減税についても、適用期限の2年間延長などが要望されました。

【図解】現行の中小企業向け固定資産税特例

<table>
<tr><td>特例措置の
対象企業</td><td colspan="3">市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金１億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業</td></tr>
<tr><td>計画認定
要件</td><td colspan="3">３～５年の計画期間における労働生産性が年平均３%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること</td></tr>
<tr><td>対象設備等</td><td colspan="3"><table>
<tr><th>設備の種類</th><th>最低価額要件</th><th>投資利益率要件</th></tr>
<tr><td>①機械及び装置</td><td>160万円以上</td><td rowspan="4">投資利益率が年率 5% 以上の投資計画に記載された設備
（認定経営革新等支援機関が確認）</td></tr>
<tr><td>②測定工具及び
検査工具</td><td>30万円以上</td></tr>
<tr><td>③器具備品</td><td>30万円以上</td></tr>
<tr><td>④建物附属設備</td><td>60万円以上</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>特例措置</td><td colspan="3">固定資産税（通常、評価額の 1.4%）
・先端設備等導入計画中に 1.5% 以上の賃上げ表明※に関する記載あり
→3 年間、課税標準を 1/2 に軽減
・先端設備等導入計画中に 3% 以上の賃上げ表明※に関する記載あり
→5 年間、課税標準を 1/4 に軽減
※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。</td></tr>
</table>

5. その他の要望事項

① **交際費課税の特例（年800万円まで全額損金算入など）の適用期限の3年間延長**
② **減価償却資産に係る取得価額基準額（10万円未満、10万円以上20万円未満の基準）の見直し**
③ **中堅・中小グループ化税制の適用期限の3年間延長**
④ **「事業ポートフォリオ転換・強化促進税制」の創設（事業売却・買収時の売却益の課税を繰延べ）**



助成金活用ガイド

働き方改革推進支援助成金
（労働時間短縮・年休促進支援コース）

■ 制度の主なポイント

目的	時間外労働・休日労働の削減、年次有給休暇および特別休暇（病気休暇・ボランティア休暇等）の取得促進。
対象者	労災保険の適用事業主であり、中小企業事業主。
前提	労災保険の適用、中小企業の規模要件、年休管理簿の作成（10人以上の事業場は時季指定の定めがある就業規則の届出）、労働時間等設定改善法に基づく措置を計画に盛り込むこと
期限	交付申請の締切：令和8年11月30日（月）午後5時。
最大助成額	成果目標と賃上げ加算等の組み合わせにより、最大1,020万円（常時10人以上30人以下の事業主が賃上げ7%以上を実施した場合）。

■ 支給対象となる事業主（支給要件チェックリスト）

助成金の支給を受けるためには、以下の要件のすべてを満たす必要があります。

	要件内容
①	助成金で指定された人数あること ※ただし、医療や介護（※条件有）については常時労働者 300 人以下
②	労災保険の適用事業主であること
③	年休管理簿の作成等がされていること
④	労働時間等設定改善法及び労働時間等設定改善指針に基づく措置を行うことを事業実施計画に盛り込む

■ 対象となる改善事業（取組）

以下のいずれか1つ以上を実施してください。

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
- 就業規則・労使協定等の整備
- 人材確保に向けた取組
- 労務管理用ソフトウェア等の導入・更新
- 労務管理用機器の導入・更新
- デジタル式運行記録計（デジタコ）の導入・更新
- 上記に該当しない労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

■ 成果目標と助成上限額

以下の成果目標のうち1つ以上を選択し、その達成を目指して改善事業を実施します。助成上限額は、選択した成果目標ごとの上限額と各加算額の合計額で決まります。

成果目標（①～③から１つ以上選択）

成果目標	内容	助成上限額
①時間外・休日労働の上限設定	全ての指定事業場で、令和８年４月１日～令和９年３月31日の期間に有効期間の始期を含む 36 協定について、時間外・休日労働時間数を短縮して設定し、労基署に届出。 （ア）月60時間以下に設定／（イ）月60時間超・月80時間以下に設定（※一定の条件を満たせば複数年度にわたり選択可）	事業実施前の時間数による段階制（下表参照）
②年次有給休暇の計画的付与の導入	全ての指定事業場において、年次有給休暇の計画的付与を新たに導入。	25 万円
③時間単位年休・特別休暇の導入	全ての指定事業場において、時間単位年休を新たに導入し、かつ1種類以上の特別休暇を新たに導入。	25 万円

成果目標①の助成上限額（事業実施前後の時間外・休日労働時間数による区分）

事業実施前（月間）	事業実施後（月間）	助成上限額
80 時間超	60 時間以下	150 万円
60 時間超・80 時間以下	60 時間以下	100 万円
80 時間超	60 時間超・80 時間以下	50 万円

賃上げ加算（成果目標に加えて適用可能）

労働者の時間当たり賃金額を引き上げる場合、引上げ率と引上げ対象者数に応じて上限額が加算（下表は常時使用する労働者数が 31 人以上の場合の金額）。

引上げ率/引上げ人数	1～3 人	4～6 人	7～10 人	11～30 人
3%以上	6 万円	12 万円	20 万円	1 人当たり 2 万円（上限 60 万円）
5%以上	24 万円	48 万円	80 万円	1 人当たり 8 万円（上限 240 万円）
7%以上	36 万円	72 万円	120 万円	1 人当たり 12 万円（上限 360 万円）

※30 人以下の事業主は、5%以上・7%以上の引上げに限り、上表の 2 倍（10 人未満は 2.5 倍）の金額になります。

割増賃金率加算

加算内容	加算額
月 60 時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を、法定割増賃金率（25%）より 5%以上引き上げる（例：25%⇒30%）	25 万円
月 45 時間を超えて月 60 時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を 50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たす場合	75 万円

※両方実施の場合、加算額は合計 100 万円となります。

■ 交付額の計算方法（助成率）

成果目標の達成状況に応じて、以下の（1）（2）のいずれか低い額で支給されます。

（1）成果目標ごとの助成上限額及び加算額の合計額　　（2）対象経費の合計額 × 補助率 3/4（75%）

区分	助成率	上限額等の条件
基本	3/4（75%）	（1）（2）のいずれか低い額で支給
特例（30 人以下＋設備導入等が 30 万円超）	4/5（80%）	対象経費の合計額に対する補助率を引き上げ（※条件有）

■ 申請手続きの流れ（5 ステップ）

申請から受給までは以下の 5 つのステップで進行します。

STEP1　交付申請書の作成と提出
事業実施計画書、見積書等を添付し、都道府県労働局へ申請します。

STEP2　労働局による審査・交付決定
「交付決定通知書」が交付されます。

STEP3　事業の実施（取組・設備の導入）
計画に基づき、機器の購入、就業規則の改定、研修の実施、賃金引き上げ等を行います。

STEP4　支給申請書（実績報告）の提出
納品書・請求書・領収書、改定後の就業規則、賃金台帳等の実績書類を揃えて提出。

STEP5　支給決定・助成金の振込
労働局による最終審査を経て支給額が決定し、指定口座へ振り込まれます。

■ 申請時の主な注意点

【最重要】交付決定前の発注・購入は対象外

交付決定を受ける前に着手した契約・発注・購入の費用は助成対象になりません。必ず交付決定後に契約・購入してください。

就業規則・労使協定の整備と届出

成果目標②③を設定する場合は、計画的付与・時間単位年休・特別休暇に関する就業規則等と労使協定（特別休暇は就業規則等のみ）の整備が必要となります。常時 10 人以上の事業場では、年休時季指定に関する定めのある就業規則を労基署に届出済であることが前提要件となります。

複数年度にわたる成果目標①の選択

一定の条件を満たせば、成果目標①は複数年度にわたり選択可（段階的な縮減計画）です。

助成金コラム

就業規則と手当の整合性に注意！

企業から「就業規則や労働契約書のどちらに手当を書いておけば良いのか」というご相談を受けます。支給要領が『就業規則等』としているからです。

①規定だけ定めていれば OK？　②契約書のみで OK？　③両方に記載すべき？

例えば、キャリアアップ助成金等の審査においては、提出された雇用契約書上の手当と就業規則上の手当の整合性が求められる場面があります。過去には『等』という文言のおかげで、労働契約書だけの記載で指摘を受けなかったこともありましたが、現在の支給要領上は、労働契約書及び就業規則等で定める方針です。



監修：
勝野社会保険労務士事務所
所長　勝野　高儀 氏



補助金申請、資金調達、事業承継・M＆A、事業計画策定

会計事務所で解決できます。まずはお気軽にご相談ください。

会計事務所が提供するサービスは税務会計だけではありません。
2025 年 6 月現在、全国で 27,000 件以上の会計事務所が「認定支援機関」として各地域の経済産業局より認定されており、
積極的に中小企業の経営を支援しています。
経営に関する困りごとがあれば、まずは顧問の会計事務所へ相談してみましょう。

認定支援機関の能力向上を支援
経営革新等支援機関推進協議会

主な支援内容

経営革新等支援機関がサポートします



補助金申請支援

国が公募する補助金は多数あります。経営革新等支援機関は、中小企業や小規模事業者が補助金を活用し、経営の発展を図るための専門的な支援を行います。補助金の申請には、事業計画の策定や財務の健全性の証明が求められることが多く、経営革新等支援機関がそのプロセスをサポートします。

＼設備投資／を後押しできます



資金調達に関する支援

経営革新等支援機関の指導・助言を受けながら事業計画や経営計画を作成することで、低利融資を受けられる可能性があります。例えば、日本政策金融公庫では特別利率（低利率）で貸付をおこなう「中小企業経営力強化資金」などの制度があります。また、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組む場合に、信用保証協会が保証料を減免する制度「経営力強化保証制度」などもあります。

＼低利融資／が受けられます
※融資を確約するものではありません



「経営力向上計画」策定支援

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画（「経営力向上計画」）について、国の認定を得ることができます。

＼優遇税制／が活用できます



「経営改善計画」策定支援・モニタリング支援

金融機関からの融資を受ける際や、借入金の返済条件変更（リスケ）を金融機関に申し出る際には「経営改善計画書」の提出が必要になることがあります。経営革新等支援機関では計画書の作成支援から、作成後のモニタリングまで支援することができます。

＼事業の立て直し／に向けた計画策定に補助金がでます

経営革新等支援機関推進協議会
Management Innovation Consultation



財務と事業承継で
中小企業の
持続的成長をサポート

資金繰り　**決算分析**　**中期計画**



- 金融機関目線での財務格付けの判定
- 金融機関が求める事業計画書を作成
- 返済金額の最適化に向けた
 シミュレーションに対応

F+prus

承継ロードマップ　**簡易納税シミュレーション**　**リスク分析**

- 事業承継の不安を、アンケートで見える化
- 事前のシミュレーションで不安を安心に
- 「誰に・何を・いつまでに」を整理し、
 想いをつなぐ“事業承継”へ

J+prus

F+prus（エフプラス）・J+prus（ジェイプラス）は、経営革新等支援機関推進協議会が会計事務所向けに提供しているシステムです。本システムを導入している会計事務所では、資金繰り・決算分析・中期計画・事業承継計画など財務・事業承継に関するスムーズな支援が可能です。

経営サポートナビ　VOL.46　2026年11月発行　編集・発行：株式会社エフアンドエム　発行人：森中一郎　〒564-0063 大阪府吹田市江坂町1-23-38 F&Mビル　TEL：06-6339-9062　FAX：06-6339-9483　URL：https://www.fmltd.co.jp/